

第 I 部

序論

第1章 問題の所在と目的

- 第1節 問題の所在
- 第2節 主要概念の定義
- 第3節 本研究の目的
- 第4節 本研究の課題及び構成

概要

本章では、問題の所在を明らかにし、研究の目的及び課題と構成について述べる。また、本研究において用いる主要な概念の定義を明らかにする。

第1節 問題の所在

わが国は、1990年代に入り世界有数の援助供与国、すなわち発展途上国に對して多額の援助を実施する国になった¹⁾。

わが国の発展途上国への援助というと、思い浮かべるのは、熱帯の国で医療プロジェクトに携わる日本人医師や看護婦の姿、またはわが国の援助で建設されたダムや橋かもしれない。あるいは、NGOの援助で建設された校舎の横で笑顔を見せる子どもたちの姿かもしれない。

では、発展途上国の障害児（者）に対する援助としては、どのようなことを思い浮かべるであろうか。これについては、あまり具体的にイメージが湧いてこないというのが大方のところではないだろうか。

実際には、障害者支援分野²⁾においても、プロジェクトの件数やその総額から見ると他の医学や農業といった分野と比べて圧倒的に規模は小さいものの、わが国の発展途上国に対する援助が実施されてきている。しかし、これまで障害者支援分野において行われてきた援助について、十分にその経過や結果が公表され、援助の効果が検討されてきたとは言いがたい³⁾。そのためにわが国の障害者教育・福祉に関わる関係者のあいだでも、この分野における援助についてあまり知られていないというのが現状である。

このように、これまでのわが国の障害者支援分野における援助に関する経験の蓄積が乏しいために、わが国から専門家や青年海外協力隊員として発展途上国に派遣される人々や、国内で発展途上国の専門家の研修を受け入れるといつた援助に関わる人々が、過去の実践上の有益な示唆を得られにくい状態におかれている。その結果として、1人ひとりが手探りで援助実践を行わざるを得ず、無駄が多いことは、筆者自身がスリ・ランカに派遣された経験の中で痛感したことである。

一方、障害者支援分野を取りまく内外の状況としては、1993年より国連による「アジア太平洋障害者の10年」がスタートし、アジア地域の障害者支援分野に対する関心が高まってきている。これに対応して1995年に総理府障害者対策推進本部から公表された「障害者プラン」においては、「わが国にふさわしい国際協力・国際交流の推進」が謳われている。世界有数の援助供与国であ

るわが国が、今後さらに障害者支援分野における発展途上国への援助を拡大することが求められている。

わが国の障害者支援分野に対する援助は、これまでにどのようなものが見られたのか。わが国がこれまでに実施した援助は、どのような効果を発展途上国にもたらしたのか。

障害者支援分野におけるわが国の最初の援助は、1980年に日本政府がスリ・ランカの聴覚障害児教育分野において実施した援助であった。本研究では、

(1) この援助が、わが国がこれまでに障害者支援分野において長期的に実施した、唯一の援助であること、そして(2)筆者自身が派遣専門家として援助に関わった経験をもつという2つの理由から、わが国のスリ・ランカの聴覚障害児教育に対する援助を研究対象として取り上げる。スリ・ランカの聴覚障害児教育に対する援助は、どのようないきさつで始められたのであろうか。わが国のスリ・ランカに対する援助はどのような特質をもつものであったのか。

わが国がスリ・ランカにおいて継続して実施した援助は、聴覚障害児の早期教育分野への援助であった。障害児早期教育は発展途上国においても重要な領域であると思われるが、まだ十分に研究されてはいない。障害児に対する早期教育は発展途上国においても有効性をもつのであろうか。わが国の援助により、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育にどのような効果がもたらされたのか。発展途上国における早期教育のモデルは、どのようなものであろうか。

スリ・ランカの聴覚障害児早期教育へのわが国の援助の特質や効果、またスリ・ランカにおける聴覚障害児早期教育の有効性について検討し、そこで見られる早期教育モデルを明らかにすることは、わが国が今後障害者支援分野における発展途上国援助を進める上で、また、わが国のみならず他の国や援助団体が発展途上国への障害児早期教育への援助を進める上で、有効な視座を与えると考えるものである。

注

- 1) ドルで表示され国際比較される拠出額の実績値であるODA実績（支出純額）は、1989年及び1991年以降1996年現在まで世界第1位である。ただし、1997年のODA白書によれば、1996年には円安などの影響もあり、34.9%の大幅減少となり、世界第一位ではあるものの2位のアメリカとの差はわずかとなった。
- 2) 障害者支援とは国際協力事業団(1998)注目の協力分野、国際協力, pp.11.において使われている用語であり、本研究においては、障害児（者）に対する教育・福祉・リハビリテーション全般を総称する用語として用いる。
- 3) 派遣された専門家や海外青年協力隊員の報告書はJICAに提出されているが、そのすべてが資料として閲覧できるような状態にはなっていない。また、援助経験者同士の情報交換や新規派遣者への情報の提供は、現状では個人的なやりとりに限られている。

第2節 主要概念の定義

1. 「発展途上国」と「先進国」

本論文では、World Bank(1996)の分類に基づき、低所得国（1994年の1人あたりGNPが725米ドル以下）と中所得国（725米ドル以上、8956米ドル未満）を「発展途上国」と呼び、高所得国（8956米ドル以上）を「先進国」と呼ぶこととする。

また「発展途上国」については、頻出する場合には読みやすさを優先し、途上国とだけ記述する場合もある。

2. 開発援助と人間開発

なぜ、発展途上国に対する開発援助が必要なのか。

過去において、ともすれば援助の失敗例が大きくとりあげられ、批判されるという傾向がみられる。それに対して、開発問題の専門家・研究者による集中的な調査をとりまとめたCassen(1986)は、援助は十分に準備された上で決定されたときには、政策の流れを変えることができると述べている。また、西垣・下村(1993)は、開発援助は、開発という名の現状改革である、と述べている。すなわち、開発援助は、援助によって、貧困のために低められ「人間の基本的ニーズ(Basic Human Needs: BHN)」さえ満たしていない場合も多い、発展途上国の経済活動、栄養、教育等のレベルを引き上げるための諸活動である。そして実際に、開発援助によりあるいは少なくともそれが一助となって、過去30年間の発展途上国における乳児死亡率は半減し、カロリー摂取量、識字率は増えている（西垣・下村, 1993）。

本研究では、十分に検討された上で実施される開発援助は発展途上国にとって必要である、という立場にたって検討を進める。また、本研究では、開発援助を、援助と呼ぶ。

従来、経済開発を意味していた開発の概念は、1990年代に入り経済第一主義の開発のあり方に対する批判と反省に基づき、経済中心から人間中心のそれ

へと変化してきている。「人間開発」の定義は、以下の通りである。人間開発とは、人間を中心においた発展に関する概念であり、先進国から発展途上国まですべての地域を網羅した幅広い概念である。その内容は人々の選択の幅が広がる過程を対象としている。すなわち、人間開発は、経済成長、人的資源開発、BHN、人々が参加しうる社会的環境の達成により、人間の選択の幅を拡げる過程をさす（阪本, 1997）。

人間開発は、UNDPによって1990年に提唱された概念である。UNDPの1996年の報告書は、人間開発は目的であり、経済成長は手段であるという明確な立場をとる。人間開発の度合いを指標化した「人間開発指標(Human Development Index: HDI)」は、平均寿命指標(Life expectancy index)と教育達成指標(Educational attainment index)及び補正された真の1人あたりGDP(Adjusted real GDP per capita index)の平均を得ることによって求められる(UNDP, 1996)。

3. 障害児教育と特殊教育

障害児教育と特殊教育は、同義で用いられることもあるが、特殊教育には天才児(Gifted Children)が含まれるため、特殊教育の方が広い概念であると言える。本研究では、天才児を対象範囲に含めていないので、障害児教育という用語を一貫して用いる。

しかし、国によってはスリ・ランカのように、特殊教育の対象となる子どもの中に天才児も含めている場合がある。そこで本研究では、天才児を対象に含めたSpecial Educationについては、特殊教育と訳すこととする。

3. 障害児の早期教育

障害児教育の中でもとりわけ就学前教育あるいは早期教育は、障害の発見及び治療という側面において、医療・保健と深く結びついている。また、さまざまなサービスの提供という側面において福祉・地域開発と関係が深い学際的な領域である。

この、早期教育という用語は、一般的には音楽・外国語等の特殊な才能を幼

児期から伸ばす教育活動をさして用いられている。英才教育と同義に用いられることがある。しかし、障害児教育における早期教育とは、早期発見・早期教育によりImpairment（機能的障害）により生ずるDisability（能力的障害）の軽減あるいは悪化を阻止し、それが将来社会の中でより軽微なHandicap（社会的障害）になる、あるいは社会の状態によってはHandicapがない状態になることをめざして行う教育的サービス全般を指す。

就学前教育が、小学校に就学する前の年齢の子どもたちに対する教育を指し、いわば学校教育への準備教育としてとらえられるのに対して、早期教育(Early Special Education; Early Intervention)は保健・医療・福祉と関わりをもつ幅広いサービスを包含しており、単に就学前の年齢の子どもに対する教育という以上の意味をもつものである。本研究ではこの違いに着目し、就学前教育ではなく、早期教育という用語を用いることとする。

これまでわが国では、福祉の領域では「早期療育」が、あるいは英語のEarly Interventionの直訳としての「早期対応」が用いられてきた。わが国の知的障害児を対象とする養護学校では幼稚部を設置する学校が少なく、早期教育より「早期対応」や「早期療育」を用いるのが一般的である。しかし、聴覚障害児だけに対象をしぼった場合、以前は「早期配慮¹⁾」「早期指導²⁾」といった用語が用いられることもあったが、1980年の国立特殊教育総合研究所による聴覚障害児の早期教育に関する総合的研究³⁾以降、一般には早期教育という用語が用いられる。

また、早期教育の対象とする子どもの年齢の範囲であるが、わが国を含めた先進諸国の文献では、早期教育やEarly Interventionという用語が0～3歳の子どもに対するサービスに限定して用いられる場合もある。本研究では、就学前の障害をもつ子どもたちに、早期から提供する教育的・福祉的サービスをすべて包括して、早期教育と呼ぶ⁴⁾。

注

- 1) 原田政美（監）石戸谷栄一・村井潤一（編）(1978) 障害児（者）の生涯と教育 2 感覚障害, pp.11. 福村出版.
- 2) 文部省(1976) 感能訓練の手びき, pp. 108. 東山書房 .
- 3) 今井秀雄(1980) 感覚障害乳幼児の早期教育に関する研究. 科学研究費補助金総合研究 A) 報告書.
- 4) この場合の早期とは、ある国や地域で早期だと判断される年齢であるため相対的な基準により判断されるものであり、国や地域によって異なる。

第3節 本研究の目的

本研究においては発展途上国の聴覚障害児早期教育への援助に関する知見を得ることをねらいとして、わが国のスリ・ランカに対する援助に関して下記の内容を検討することを目的とする。

1. スリ・ランカの障害児教育へのわが国の援助の特質を明らかにする。
2. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育へのわが国の援助の効果を明らかにする。
3. スリ・ランカにおける聴覚障害児早期教育の有効性を明らかにする。
4. スリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルを明らかにする。

以上の諸点が明らかにされることにより、今後発展途上国の聴覚障害児早期教育への援助を進める上で意義ある示唆を提供できるものと考える。

第4節 本研究の課題及び構成

1. 本研究の課題

本研究の序論では、最初に、発展途上国の障害児教育分野に対するわが国の援助の位置づけを明確にする。これが、本論文の第1課題である。第3章では、まずわが国の援助一般に関する基本的枠組みを整理し、次にわが国の教育分野の援助全般に対する援助の枠組みと、その先行研究における知見を概観する。続いて諸外国の発展途上国への障害児教育分野への援助に関して、援助実施側の問題点も含めて先行研究を概観する。これらの先行研究をもとに、本研究における、わが国の障害児教育分野への援助の位置づけを示す。

次に、スリ・ランカにおける子どもの聴覚障害はどのような特徴をもつのかについて明らかにする。これが、本論文の第2課題である。発展途上国における子どもの聴覚障害については、先進諸国での知識や枠組みをそのままあてはめることはできない。加えて、スリ・ランカにおける子どもの聴覚障害に関する先行研究は限られている。そこで第4章では、耳科学・オージオロジー領域における先行文献をもとに、発展途上国における子どもの聴覚障害の特徴を明らかにし、この問題を見るための視座を示した上で、スリ・ランカにおける子どもの聴覚障害の現状について整理する。

わが国がスリ・ランカにおいて援助を実施したのは、聴覚障害児早期教育の分野に対してであった。欧米やわが国等の先進諸国においては、障害をもつ子どもに対する早期教育は、近年の障害児教育分野においてきわだった成長を遂げた領域である。しかし先進諸国における障害児教育モデルを、そのまま発展途上国にあてはめることはできない。本研究の序論の最後では、発展途上国における早期教育モデルは、先進諸国と同様のものであってよいのか、あるいは発展途上国では異なったタイプのモデルが必要であるのかについて明らかにする。これが、本論文の第3課題である。この問題を検討するために、第5章ではまず先進諸国の障害児早期教育モデルを整理し、続いてわが国における聴覚障害児早期教育のモデルについて検討した上で、発展途上国における障害児早期教育に関する先行研究を概観し、発展途上国における障害児早期教育につい

てこれまでに示された早期教育モデルを明らかにする。

以上が、本論文の序論における課題である。

本論文の本論においては、最初に、スリ・ランカの障害児教育が如何なる発展過程をたどり、その中で援助はどのような役割を果たしてきたのか、またわが国以外ではどのような国が援助を実施してきたのか、という問題を明らかにする。これが本論文の第4課題である。そこで第6章では、最初に援助との関係から見た、スリ・ランカの聴覚障害児教育の発展の過程を明らかにする。次に、スリ・ランカにおける障害児教育制度の中での障害児早期教育の位置づけを明確に示す。さらに、スリ・ランカの聴覚障害児教育の現状を明らかにする。最後に、先進諸国のODAの中でも、スリ・ランカの障害児教育の近年の発展に大きな影響を与えてきたスウェーデンの援助の概要を示し、これと比較することによって、わが国の援助の特質を明らかにするための一助とする。

次に、わが国がスリ・ランカ聴覚障害児早期教育に対して実施した援助がどのような経緯で始まり、いかなる特質をもつものであったのか、また、わが国の援助はどのような効果をもたらしたのかについて明らかにする。これが、本論文の第5課題である。そこで、第7章では、スリ・ランカに対するわが国の教育援助について概観した上で、わが国がスリ・ランカにおいて実施した聴覚障害児早期教育に対する援助の効果を「聾学校幼稚部プロジェクト」と「聴覚障害プレスクール・プロジェクト」の2つの援助事例をもとに検討する。

一方、発展途上国においても聴覚障害児早期教育が有効性をもつのかどうかについては、これまで十分な検討が為されていない。わが国が援助を実施した、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育の有効性について、子どもに対する効果及び両親援助の側面から明らかにするのが、本論文の第6課題である（第8章）。

本論文の本論の最後では、第6章、第7章及び第8章において、わが国の援助で開始されたスリ・ランカの聴覚障害児早期教育に関して得られた知見をもとにして、スリ・ランカの聴覚障害児早期教育に対するわが国の援助を総合的に考察し、さらにスリ・ランカの聴覚障害児早期教育モデルを提示する（第9章）。さらに、第9章では、これまでの章において、スリ・ランカに対する聴覚障害児早期教育へのわが国の援助の事例から得られた知見をもとに、発展途上国の障害児早期教育への援助に関する新知見を示す。これが本論文の最終的

な課題である。

なお、補章では、スリ・ランカの地理的・文化的概要をまとめ、スリ・ランカにおける子どもの教育と健康・福祉に関する一般的な状況を明らかにする。

2. 本研究の構成

本研究は序論における5つの章、本論における4つの章、結論における2つの章から構成されている。序論における最初の章では問題の所在と目的を述べ、2つめの章では研究の方法を述べる。本論における最後の章は総合的考察である。結論のうち、最初の1章は要約と今後の課題を示し、後の1章は補章としてスリ・ランカの概要を示す。構成図は第2章において、方法と関連づけて示す。